

令和7年12月2日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 加納 康至
(公印省略)

マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について（再周知）

平素より本会事業の推進に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標題につきましては、11月14日付 本会文書によりご連絡申し上げたところです。

本年12月1日、全ての保険者において発行済みの健康保険証の有効期限が到来し、本日、12月2日以降、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みへと移行することになります。それに伴い、11月12日付 厚生労働省事務連絡「マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について（周知）」が発出されており、マイナ保険証による資格確認を基本とした運用を行っていく上での留意事項について取りまとめられておりますので、再度ご確認をお願いいたします。

なお、同事務連絡「2（2）移行期における暫定的な取扱い」には、

12月2日以降、期限切れに気がつかずに健康保険証を引き続き持参してしまった患者や、保険者から通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者については、保険証等単体で有効なものとして取り扱うものではありませんが、加入している保険者によらず、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認等システムに照会するなどした上で、**3割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うこととする運用は、暫定的な対応として差し支えない**と考えます。こうした対応は**令和8年3月末までの暫定的な対応**であり、次回以降の受診時にはマイナ保険証か資格確認書を必ず持参いただくよう呼びかけて下さい。

とされております。

つきましては、貴会会員への再度の周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【医療機関・薬局の窓口における資格確認方法】

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011769



【マイナ保険証の利用等の資格確認運用等に関するお問い合わせ先】

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）

月曜日～金曜日（祝日を除く）8：00～18：00

土曜日（祝日を除く）8：00～16：00

【マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向けた準備セミナー】

令和7年11月14日付 日医発第1341号（情シ）（保険）「マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向けた準備セミナー開催について（周知依頼）」にてお知らせがありましたセミナーが、マイナ保険証等での受付運用の理解を深めることに非常に有用とされております。

厚生労働省 HP マイナ保険証利用促進に役立つ動画コンテンツにアーカイブ動画が掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43776.html



【ご参考】

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0012531

医療機関等向け総合ポータルサイト

【厚生労働省からのお知らせ】令和7年12月2日以降のマイナ保険証を基本とする仕組みに本格移行することに伴い、運用整備をお願いいたします



◆資料◆

令和7年12月2日に向けた運用整備のお願い

↓

添付 PDF スライド「マイナ保険証を基本とする仕組みに本格移行することに伴い、運用整備をお願いいたします（令和7年11月 1.0版 厚生労働省）」

大阪府医師会 担当事務局
（診療報酬） 保険医療課 TEL06-6763-7001
（医療DX） 総務課企画室 TEL06-6763-7021